

## 小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 名 称 小袋地区コミュニティセンター
- (2) 位 置 盛岡市好摩字夏間木70番地31
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

### 2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 小袋自治会
  - ・ 代表者名 会長 千 田 征 子
  - ・ 所在地 盛岡市好摩字夏間木70番地 426

#### (3) 候補者の主な事業内容

- ア 保健，衛生，消防，防犯，交通安全に関すること。
- イ 体育レクリエーション，教育文化に関すること。
- ウ 生産に関すること。
- エ コミュニティセンターに関すること。
- オ 行政推進に関すること。
- カ その他目的達成に必要なこと。（小袋自治会規約 第3条）

#### (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成24年4月1日より小袋地区コミュニティセンターの指定管理者である。

### 3 審査までの過程

令和元年7月17日 仕様書等の配布

7月18日～8月21日	募集期間
8月28日	審査の実施
12月20日	指定の議決
12月24日	指定・告示

#### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
小袋自治会	267.2点	198.4点	74.3%	253,000円	253,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 佐々木 一 哉
- (2) 盛岡市玉山総合事務所健康福祉課長 小 綿 久 徳